

兵庫県公報

平成28年4月1日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

公 告	ページ
○ 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則に基づく立地促進事業対象事業（新産業課）……………	1
選挙管理委員会告示	
○ 兵庫県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程……………	1
人事委員会規則	
○ 職員の任用に関する規則及び県費負担事務職員等の任用に関する規則の一部を改正する規則……………	1
人事委員会訓令	
○ 人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令……………	2

公布された法令のあらまし

- 職員任用に関する規則及び県費負担事務職員等の任用に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第11号）
地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

公 告

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則に基づく立地促進事業対象事業

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（平成14年兵庫県規則第57号）第2条第1項及び3項に規定する知事が別に定める事業は、規則第7条第5項に規定する本社事業所の移転等に係る県内の建築物において実施する事業であって、県内の新たな雇用の創出に寄与するものとする。

平成28年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第20号

兵庫県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

兵庫県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

兵庫県選挙管理委員会規程（昭和36年選挙管理委員会告示第27号）の一部を次のように改正する。
第20条第2項中「室長補佐又は課長」を「室長補佐、課長又は班長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の任用に関する規則及び県費負担事務職員等の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

る。

平成28年4月1日

兵庫県人事委員会
委員長 太田 和成

兵庫県人事委員会規則第11号

職員の任用に関する規則及び県費負担事務職員等の任用に関する規則の一部を改正する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員の任用に関する規則(昭和42年兵庫県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第13条に次の1号を加える。

(6) 警察官の警部以下の職への昇任の選考の権限

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第5条関係)

選考によって昇任させる職

- (1) 行政職給料表の職務の級が7級以上の職(行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち兵庫県警察の組織に置かれる職(以下「警察行政職」という。)を除く。)、研究職給料表の職務の級が4級以上の職(研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち兵庫県警察の組織に置かれる職(以下「警察研究職」という。)を除く。)、医師・歯科医師職給料表の職務の級が3級以上の職、看護職給料表の職務の級が5級以上の職、警察官の警視以下の職、警察行政職のうち標準的な職が課長補佐以上の職制上の段階に属する職、警察研究職のうち標準的な職が科長以上の職制上の段階に属する職、企業職給料表の職務の級が7級以上の職、病院事業行政職給料表の職務の級が7級以上の職、病院事業医師・歯科医師職給料表の職務の級が3級以上の職及び病院事業看護職給料表の職務の級が5級以上の職
- (2) 昇任させようとする職員が、かつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認める職
- (3) 試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職
- (4) 職務の特殊性により、職務遂行の能力について職務の順位の判定が困難であると人事委員会が認める職
- (5) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が試験によることが不相当と認める職

(県費負担事務職員等の任用に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担事務職員等の任用に関する規則(昭和42年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(権限の委任)

第5条 人事委員会は、別表第1第5号に規定する職への採用の選考の権限を任命権者に委任する。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第3条関係)

選考によって昇任させる職

- (1) 行政職給料表(職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)第8条第1項第1号に規定する給料表をいう。)の職務の級が7級以上の職
- (2) 前号に掲げる場合のほか、人事委員会が試験によることが不相当であると認める職

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会訓令

兵庫県人事委員会訓令第2号

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年4月1日

兵庫県人事委員会

委員長 太 田 和 成

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令

人事委員会決裁規程（昭和59年兵庫県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第24号中「警察職9級（以下これらを「行政職8級以上等」という。）」を「警察職8級以上」に改め、同項第26号中「行政職8級以上等」を「行政職8級以上、研究職5級、医師・歯科医師職4級、看護職6級以上、警察職9級」に改め、同項第33号及び第35号中「行政職8級以上等」を「行政職8級以上、研究職5級、医師・歯科医師職4級、看護職6級以上及び警察職9級」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。